

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇土地改良区の定款の変更認可（耕地課）	一	〇家畜商講習会の開催（畜産課）	二
〇県営土地改良事業の換地計画書の写しの縦覧（耕地課）	一	〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	三
〇都市計画の変更（都市計画課）	一	〇右 同	三
〇都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）	一	〇一般競争入札の実施（管繕課）	三
		〔正 誤〕	
		〇平成十六年十二月十日付け奈良県公報第千六百二十六号正誤表（建築課）	六

## 告 示

奈良県告示第四百四十八号  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十六年十二月十三日南畑土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成十六年十二月二十一日

奈良県知事 柿本善也

### 奈良県告示第四百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業（県営農地開発事業西和地区第五換地区（第七団地））の換地計画

を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十二月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間 平成十六年十二月二十二日から平成十七年一月十一日まで

二 縦覧場所

平群町役場

### 奈良県告示第四百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課、大和郡山市まちづくり推進部都市計画課及び天理市建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年十二月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路 一・三・二 京奈和自動車道（大和道路）

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和郡山市伊豆七条町、横田町、馬司町及び八条町並びに天理市南六条町

### 奈良県告示第四百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年十二月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 施行者の名称

大和高田市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十四年三月二十三日から平成二十四年三月三十一日  
まで

四 事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

(1) 昭和五十四年三月奈良県告示第七百九十六号、昭和五十九年三月奈良県告示第八百八十二号、昭和六十三年八月奈良県告示第二百八十八号、平成二年四月奈良県告示第二十二号、平成三年一月奈良県告示第五百号、平成六年六月奈良県告示第五百五十七号及び平成十年四月奈良県告示第三十七号の事業地に大和高田市大字土庫字榎坪、字輪ノ内、字田中、字観音講、字丑寅、字神田地内、大字神楽字東追坪、字舟度、字遠分地内、大字築山字西浦、字古屋敷、字土地地内、大字池尻字東ユツ田、字西ユツ田、字平光、字行人田、字北口、字柳辻、字西浦、字川田地内、大字藤森字上古クラ、字ツカモト、字野田前、字クハバラ、字南浦、字ロクロウボウ、字大坪地内、大字市場字中垣内、字枯木、字北垣内、字弥兵工垣内、字塚田、字北馬場、字和田、字浄土堂、字南川原、字南馬場、字才柏地内、大字池田字九蔵橋、字鷹戸辻、字上馬場、字下馬場、字上東馬場、字下東馬場、字畑田、字二階下、字中垣内地内、大字大谷字冠山、字西浦、字大藪、字北谷地内、大字野口字西堀、字中堀、字東堀地内、大字岡崎字堂ノ前地内、大字曾大根字塩桶、字小紋、字中道、字北口地内、大字出字六ノ坪及び字八ノ坪地内並びに大和高田市東中一丁目、中三倉堂一丁目、中三倉堂二丁目、甘田町、蔵之宮町、曾大根二丁目及び南陽町地内を加える。

公 告

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成十六年十二月二十一日

一 講習会の日時及び場所

奈良県知事 柿 本 善 也

1 日時 平成十七年二月三日（木）及び同月四日（金）午前九時から午後五時まで  
2 場所 橿原市四条町八八 奈良県農業技術センター内農業交流館

二 講習科目及び時間数

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

三 講習の免除

家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第四条に規定する特別な資格を有する者であつて、講習の全部又は一部について講習の免除を受けようとするものは、奈良県農林部畜産課（奈良市登大路町三〇番地）に備えている講習時間の特例措置適用申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付して同課に提出してください。

四 受講手数料

三千三百円（奈良県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付してください。）

五 受講申込み及び受付期間

1 講習会を受講しようとする者は、奈良県農林部畜産課に備えてある受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込前六箇月以内に撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの無帽かつ正面上半身のもの）をはり付けて同課まで提出してください。

2 受付期間は、平成十六年十二月二十一日（火）から平成十七年一月十四日（金）までとします。

なお、受講申込書を郵送する場合は、書留郵便とし、平成十七年一月十四日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

六 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付します。

七 その他

1 受講申込書受理後は、受講手数料は返還しません。  
2 受講者は、当日、筆記用具及び印鑑を持参してください。  
3 講習会のテキストは、当日、会場において購入いただく予定ですが、テキストの発刊が遅れる場合は、無償でテキストとなる資料を配布します。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年十二月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年七月一日第七二一七一一号

平成十六年十一月三十日第七二一七一一号

平成十六年十二月十日第七二一七一一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十四日第六一四四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十二月十四日第三五一四号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市穴虫九五四番地ノ一、九五五番地、九五六番地ノ二、九五六番地ノ三、九五

七番地ノ一、九八六番地ノ一及び三三三六五番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁五丁目一二番一六号

高谷廣

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市穴虫九五四番地ノ一、九五五番地、九五六番地ノ二、九五六番地ノ三

及び九八六番地ノ一の各一部

下水道 香芝市穴虫九五四番地ノ一、九五六番地ノ二、九五六番地ノ三及び九八六

番地ノ一の各一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成十六年十二月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年十一月十五日桜土第三七一一六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十二月八日桜土第五六一一四号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡田原本町大字阪手五七九番地ノ一、五七九番地ノ二及び五七九番地ノ三の各

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡田原本町四一六番地

八倉哲

（仮称）精神医療総合センター整備事業（建築工事）に伴う工事請負契約について、

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六

号。以下「施行令」といいます。）第六十七條の五第二項及び第六十七條の六第一

項の規定により公告します。なお、この工事は、予定価格及び低入札価格調査基準額の

事前公表を行う建築工事です。

平成十六年十二月二十一日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する工事の概要

1 工事名

（仮称）精神医療総合センター整備事業（建築工事）

2 工事場所

橿原市四条町地内

3 工事概要

（一）鉄筋コンクリート造三階建（ただし、一部通路棟にあっては、鉄骨造二階建）

建築面積 二、〇二九・五一平方メートル

延べ床面積 五、四九九・六一平方メートル

（二）旧伝染病棟解体除去

延べ床面積 九三三・〇〇平方メートル

（三）外構工事一式

4 工事期間

十三の奈良県議会の議決後約十五箇月間  
二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

奈良県建設工事一般競争入札参加資格のうち、建築一式の資格を有する建設業者三者又は四者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、三に掲げる競争入札参加資格の

確認を受けた共同企業体のみが、この入札に参加することができます。ただし各構成員は、二以上の共同企業体の構成員となることはできません。

1 共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率は、三者で共同企業体を構成する場合にあつてはいずれも二十パーセント以上、四者で共同企業体を構成する場合にあつてはいずれも十五パーセント以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大又は最大と同一率であること。

2 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

(一) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けている者であること。

(二) 施行令第六十七條の四の規定に該当する者でないこと。

(三) 競争入札参加資格確認時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

(四) 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社内藤建築事務所

所在地 京都市左京区田中大堰町一八二

(五) 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第三十条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(六) 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(七) 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなします。

(八) 共同企業体の代表者にあつては県内に本店を有し建築一式工事の格付けがA等級に位置づけられる者又は県内に営業所（建設業法第三条第一項に規定するものうち本店を除いたもの。以下「営業所」といいます。）を有する者で、かつ、同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下同じ。）の結果における建築一式工事の総合評点が千点以上の者で、代表者以外の構成員（以下「その他の構成員」といいます。）にあつては県内に本店を有し建築一式工事の格付けがA等級に位置づけられる者又は県内に営業所を有する者で、かつ、経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評点が八五〇点以上の者であること。ただし、その他の構成員のうち(十)に掲げる工事実績を求める構成員以外の構成員については、県内に本店を有する者であること。

(九) 共同企業体の代表者にあつては経営事項審査の結果における建築一式工事の平均完成工事高は予定価格の三分の二以上、その他の構成員にあつては予定価格の構成員数分の一以上の者であること。

(十) 共同企業体の代表者にあつては過去十年以内に竣工した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の病院の新築・増築・改築工事（当該部分の延床面積が三千平方メートル以上のもの。以下「同種工事」といいます。）の元請実績を有すること。その他の構成員のうち一者は過去十年以内に竣工した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の病院、診療所の新築・増築・改築工事（以下「類似工事」といいます。）の元請実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者にあつては出資比率が二十パーセント以上、その他の構成員にあつては十パーセント以上の場合に限ります。

3 共同企業体構成員は、次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中一名以上専任で配置できること。

(一) 共同企業体の代表者にあつては、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の



資格を有する者で、過去十年以内に竣工した同種工事の従事経験を有する監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者又はこれに準ずる者であつて、入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者に限ります。以下同じ。）

(二) 共同企業体のその他の構成員のうち2の(十)に掲げる工事実績を求めると構成員にあつては、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、過去十年以内に竣工した類似工事の従事経験を有する監理技術者又は主任技術者（入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者に限ります。以下同じ。）

(三) (一)及び(二)以外の構成員にあつては、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する監理技術者又は主任技術者

競争入札参加資格の確認の手續

この工事の入札に参加しようとする共同企業体は、あらかじめ、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）に当該共同企業体の構成に関する協定書（以下「協定書」といいます。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」といいます。）を添えて知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

1 申請書、協定書及び資料の様式の配布

申請書、協定書及び資料は、別に定める様式によるものとし、その様式を次により配布します。

(一) 期間

平成十六年十二月二十一日（火）から平成十七年一月十二日（水）まで（日曜日、土曜日、祝日及び平成十六年十二月二十九日から平成十七年一月三日までを除きます。）の午前九時から午後五時（平成十七年一月十二日にあつては、午後四時）まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

橿原市四条町八四〇 奈良県立医科大学内  
奈良県土木部営繕課医大整備グループ（大学本館三階）

2 申請書、協定書及び資料の提出

(一) 期間

平成十七年一月十一日（火）及び同月十二日（水）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

(二) 場所

橿原市四条町八四〇

奈良県立医科大学大講堂会議室

(三) 申請書、協定書及び資料の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

(四) 提出部数は、各一部とします。

3 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

参加資格の確認の結果については、平成十七年一月十七日（月）に通知します。

なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった共同企業体は、その理由について説明を求められます。この場合には、平成十七年一月二十七日（木）午後四時までにその旨を記載した書面を奈良県土木部営繕課医大整備グループ（奈良県立医科大学本館三階）まで持参してください。書面の提出があつた場合には、平成十七年一月二十八日（金）までに回答します。

4 入札説明会の開催及び設計図書等の貸与

競争入札参加資格の確認を受けた共同企業体に対し、入札説明会を開催し、希望者には設計図書等（図面、特記仕様書その他の書類をいいます。）を貸与します。

1 日時

平成十七年一月三十一日（月）午前九時三十分

2 場所

橿原市四条町八四〇

奈良県立医科大学臨床研究棟大会議室

3 その他

貸与を受けた設計図書等は、入札執行までに返還するものとします。

5 入札の日時及び場所

1 日時

平成十七年二月十七日（木）午前九時三十分

2 場所

橿原市四条町八四〇

奈良県立医科大学本館三階小会議室

六 入札の方法等

1 入札は持参によるものとし、郵送及び電送による入札は、取り扱いません。

2 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

七 入札保証金及び契約保証金

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）に定めるところによります。

八 入札者に要求される事項

1 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

2 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

九 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

十 入札中止条件

この入札手続執行途中で、競争入札参加資格があると確認された共同企業体が三者未満であるときは、その段階で入札手続及び入札を中止することがあります。

十一 契約書の作成

作成を要しません。

十二 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不

適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

十三 本契約の成立

この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員のうち一者以上が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った構成員を除いて協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体の構成員が、代表者を含め二者以上であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

十四 予定価格及び低入札価格調査基準額

この工事の予定価格及び低入札価格調査基準額（いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は、次のとおりです。

予定価格 一、三五八、二九〇、五〇〇円

低入札価格調査基準額 一、一五四、五四六、九二五円

十五 その他

詳細は、入札説明書によります。

十六 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等並びに申請書、協定書及び資料に関する問い合わせ先

1 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部営繕課計画調整グループ（奈良県分庁舎六階）

電話（直通） 〇七四二二二七五九六

2 申請書、協定書及び資料に関する問い合わせ先

〒六三四一八五二一 橿原市四条町八四〇 奈良県立医科大学内

奈良県土木部営繕課医大整備グループ（大学本館三階）

電話（直通） 〇七四四二二九一八八〇一

正 誤

平成十六年十二月十日付け奈良県公報第千六百二十六号正誤表

	五	容
	下	段
二十	十九	行
第七四一五十一号	第七四一五号	誤
第三五二一号	第六一四一号	正

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

